

## 京極町空き家・空き地情報提供事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における空き家・空き地に関する情報を提供し、定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 町は、町内に存在する空き家・空き地物件(以下「空き家等」)についての情報を収集・管理し、空き家等の賃借又は取得を希望する者(以下「賃借等希望者」という)と空き家等の所有者等(空き家の管理を委任された者を含む。以下同じ。)との間の連絡を行うものとする。

(情報の収集)

第3条 町は、情報を提供する空き家等に関する情報の収集は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 情報を提供する空き家等に関する情報は、「京極町空き家・空き地情報提供承諾書」(別記様式1号)の提出により受付し、当該空き家等の賃貸又は売却の意思を確認する。
- (2) 前号の情報は無償とする。

(情報の確認)

第4条 町は、前条の情報の提供があったときは、次の各号に掲げるところにより情報の確認を行うものとする。

- (1) 情報の提供があった空き家等について、町の土地台帳、家屋台帳等により、その存在を確認する。
- (2) 前号の確認については、「京極町空き家・空き地情報提供確認同意書」(別記様式2号)の提出により意思を確認した上で実施する。
- (3) 前号の提出があったときは、当該空き家等について現地確認を行う。

(情報の管理)

第5条 町は、その収集した情報の管理について、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 前条第2号の同意書の提出があり、同条第3号の確認を行った空き家等(以下「承諾物件」という。)については、「京極町空き家・空き地情報提供台帳」(以下「台帳」という。別記様式第3号)に登載し管理する。
- (2) 第3条第1号の承諾書の提出がないものについては、空き家等に関して賃貸又は売却の意思がないものとして前号の台帳に登載しない。

(情報の提供)

第6条 町は、承諾物件の提供について、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 賃借等希望者から情報提供の依頼を受けたときは、「京極町空き家・空き地情報提供に係る同意書」(以下「同意書」という。別記様式4号)の提出を求めるものとする。
- (2) 前号の同意書の提出があったときは、前条第1号に規定する台帳に登載された物

件の情報を提供する。

(交渉又は契約行為に関する町の関与)

第7条 町が賃借等希望者へ空き家等の情報を提供した後は、当事者間で交渉又は契約行為を行うものとし、町は、この件に関して一切関与しないものとする。契約締結後に生じたトラブル等においても同様とする。

(所有者等が行う賃貸又は売却行為に対する制限)

第8条 町は、第5条第1号の台帳に登載された空き家等について、所有者等が行う賃貸又は売却に関して何ら制限しないものとする。

(報告の義務)

第9条 空き家等所有者は、第5条第1号の台帳に登載された空き家等について、契約行為が行われた場合は、町に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行する。